

# 成年後見等開始申立必要書類(チェックリスト)

成年後見等開始の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足や不備がありますと、追加提出をお願いすることになりますので、よく確認の上、提出してください。

## 1 申立書類

<input type="checkbox"/> 診断書, 鑑定連絡票, 本人情報シート	申立てセット内の「診断書をご準備ください」との書面にしたがって、診断書, 鑑定連絡票, 本人情報シートを主治医, 福祉関係者(ケアマネジャー, ケースワーカーなど)に作成を依頼してください。 後見開始の申立ての際, 名古屋市愛護手帳(判定1度・2度), 愛知県療育手帳(判定A)の交付を受けておられる本人の場合で, 手帳のコピーの提出があれば, 診断書, 鑑定連絡票の提出は不要です(本人情報シートは提出してください。) 本人が相続を予定している場合は, 財産目録のほか, 相続財産目録も提出してください。
<input type="checkbox"/> 申立書(後見・保佐・補助)	
<input type="checkbox"/> 申立事情説明書, 親族関係図, 親族の意見書, 財産目録, (相続財産目録), 収支予定表	
<input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書	

## 2 添付書類

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(全部事項証明書)	いずれも3か月以内のものを提出してください。 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようご注意ください。
<input type="checkbox"/>	本人の住民票(世帯)又は戸籍の附票	「登記されていないことの証明書」は, 別紙「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項を参考に, 最寄りの法務局の本局で申請するか, 東京法務局でお取り寄せください。 「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については, 「成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。
<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書	
<input type="checkbox"/>	候補者の住民票(世帯)又は戸籍の附票	法務局への申請には, 申立人の戸籍謄本等, 本人と申請者との親族関係が分かる戸籍謄本が必要です。 名古屋法務局・戸籍課の問い合わせ先052-952-8111(代表)
<input type="checkbox"/>	申立人の戸籍謄本等(※)	※本人と申立人との親族関係が分かるもの(本人の戸籍謄本等により分かる場合は不要)

### 本人の財産についての資料

<input type="checkbox"/>	(不動産)	不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書) ※売却を予定している不動産については, 不動産登記事項証明書, 固定資産税評価証明書の両方を提出してください。 ※固定資産税評価証明書については, 物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピーでも構いません。	不動産登記事項証明書は, 法務局でお取り寄せください。 固定資産税評価証明書は, 市町村役場税務課でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/>	(預金)	預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー)	コピーについては, 「コピーの取り方」を参考にしてください(以下同じ)。
<input type="checkbox"/>	(有価証券)	有価証券等のコピー又は証券会社発行の取引残高明細書のコピー	有価証券については, 表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(負債)	本人が債務者, 連帯債務者, 保証人, 連帯保証人となっている負債について, その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば, 金銭消費貸借契約書, 住宅ローン契約書, 保証書, 返済計画一覧表などのコピー

### 本人の収支についての資料

<input type="checkbox"/>	(収入)	年金・手当額通知書, 確定申告書, 給与明細書, 配当金支払明細書等のコピー	本人の収入を示す資料のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/>	(支出)	医療費や施設費の領収書(直近1か月分), 税金・社会保険の通知書(納付指示書), 請求書等のコピー	本人に関する支出を示す資料のコピーを提出してください。

従前から, 金銭出納帳, 家計簿等をつけている場合には, 金銭出納帳, 家計簿等のコピーも提出してください。

## 3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙	各800円 後見(保佐・補助)開始 800円 同意権付与・代理権付与 各800円	(例)後見開始の場合, 800円 保佐開始, 代理権付与の申立ての場合, 1600円 補助開始, 同意権付与, 代理権付与の申立ての場合, 2400円
<input type="checkbox"/>	収入印紙	2600円	登記囑託費用となります(上記の収入印紙とは別に必要になります。)
<input type="checkbox"/>	郵便切手	500円 × 2枚 (+2枚) 320円 × 3枚 100円 × 1枚 84円 × 10枚 (+1枚) 50円 × 1枚 10円 × 14枚 5円 × 3枚 (+1枚) 2円 × 5枚 ※( )内は保佐又は補助開始の場合	審理中の通信費用となります(不足の場合, 追加をお願いすることがあります。)
<input type="checkbox"/>	現金	5万円程度(精神鑑定を行う場合のみ)	後見開始, 保佐開始の審判をする上で鑑定料が必要となる場合があります(鑑定金額は, 事案により, 更に高額(又は低額)になる場合があります。あらかじめ御了承ください。)

## 4 その他

印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)